農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月 杵 築 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 杵築市の概況

杵築市は、大分県の北東部、国東半島の南部に位置し、別府湾に面する海岸地域から 山間部に至るまで、地形は多様な形状を呈している。その立地条件を活かして柑橘、水 稲、畜産を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部 の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、ハウスミカン等柑橘類をはじめとして施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 杵築市農業の現状と課題

杵築市の農業構造については、昭和40年代から高度成長を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向 農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になっ て機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進んできたが、条件の悪い圃場 は受け手がいないという状況になっている。

農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

杵築市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、杵築市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり400万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

杵築市にとって重要な産業である農業が、持続的に発展するためには、次代を担う力強い担い手の確保・育成が必要であることから、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、す

なわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

5 農業経営体育成の方向

杵築市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)に定める農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、杵築市は、大分県農業協同組合(以下「農協」という。)、杵築市農業委員会 (以下「農業委員会」という。)、大分県東部振興局(以下「振興局」という。)等が 十分なる相互の連携の下で、法第19条第1項の規定による地域計画(以下「地域計画」 という。)の策定を通じて、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明 確にするため徹底した話合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、そ の集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農 業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等によ り、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に市内にある数集落で行われている集団 的土地利用を範としつつ、農地中間管理事業を積極的に活用しこのような土地利用調整 を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努 める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう 団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法 人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明ら かにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域において は、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落 営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定 農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、公益社団法人杵築市地域活性化センターと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、地域農業経営サポート機構として認定されている公益社団法人杵築市地域活性化センターを中心として、地域内の担い手とのネットワークを構築し、担い手の効率的な営農、及び担い手不在集落の対応等の取り組みの強化を図る。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域では、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生

産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、女性農業経営 士の育成、農業経営改善計画の共同申請の推進や家族経営協定等を通じて、女性農業者 の積極的な農業経営への参画を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢 農家、遊休農地を所有している農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明 確化しつつ、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他農家等にも本 法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理 解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした県営ほ場整備事業や中山間地域農業農村総合整備事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

6 農業経営体に対する支援体制

杵築市は、農協、振興局等と連携して、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び集落単位など地域の実情に合わせた研修会の開催等を行う。

特に、農協で実施中の果樹、施設園芸を中心とした事業に対しては、関係機関がその 育成・支援に濃密指導等を行いながら、安定的、効率的経営体育成につなげる。

さらに、大規模畜産を目指す農業経営については、株式会社日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地域においては、新規の集約的作目 導入を図るため、市場関係者や全国農業協同組合連合会大分県本部担当者の参画を得つ つ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定 した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての 発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様 等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経 営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模			労働力	生産方式	
						資本装備
水稲	水稲	800	а	基幹労力 1人	大型機械化体系	トラクター
+				補助労力 1人	大区画化	 田植機
麦	麦	800	а		団地化・ブロックローテーション	コンバイン
+						乗用防除機
大豆	大豆	400	а			トラック
(平坦地)	(経営面積	1,200	a)			
水稲	水稲	800	а	基幹労力 1人	大型機械化体系	トラクター
十				補助労力 1人	団地化・ブロックローテーション	田植機
大豆	大豆	200	а			コンバイン
+						乗用防除機
飼料用米	飼料用米	200	а			トラック
(中山間)	(経営面積	1,200	a)			
水稲	水稲	800	а	基幹労力 1人	大型機械化体系	トラクター
+				補助労力 1人		田植機
飼料用米	飼料用米	400	a			コンバイン
						乗用防除機
(中山間)	(経営面積		a)			トラック
茶	茶(生葉)	650	а		共同製茶工場委託加工、	動力噴霧器
					共同販売、 機械共同利用	茶製枝機
				雇用有り	化学農薬・化学肥料低減栽培	可搬型摘採機
						肥料散布機
1.45	Les			+++4 W. L. 4 L	I THERE IS NO ALCOT	トラック
水稲	水稲	500	а		大型機械化体系	トラクター、田植機
+	(中山間)	00 000	4	補助労力 1人	两上北 位	コンバイン、乗用防除機
椎茸	乾椎茸 (年 7,500 本、150,	30,000			原木栽培	発電機、チェーンソー
	(牛7,500 本、150,	000 岛中13	文 作里 <i>)</i>			乾燥機、ドリル 運搬車、トラック
 椎茸	生椎茸	30,000	*	基幹労力 1人	原木井位	ビニールハウス
作品	(用役ほだ木)	30,000	4	補助労力 1人		浸水槽
	(/11/又(よ/こ/ト/)			雇用有り		保冷庫、暖房機
	(年 10,000 本、200,	000 駒接	(種) E/11 17		発電機、チェーンソー
	(000 1019	× 1-11/			ドリル
						運搬車、トラック
いちご	いちご	20	а	基幹労力 1人	高設栽培	ビニールハウス
	(促成)			補助労力 1人	棚式小型ポット育苗方式	高設栽培施設
				雇用有り	電照・加温機導入	育苗施設
						加温機、電照施設
						予冷庫
						トラック、防除機
白ねぎ	白ねぎ	280	а	基幹労力 1人	一部ポット育苗	土寄せ機、播種機
				補助労力 1人	定植機利用	定植機
				雇用有り		皮むき機コンプレッサー
						結束機
						トラクター、トラック

営農類型	経営規模			労働力	生産方式	
						資本装備
ニラ	ニラ	50	а	基幹労力 1人	周年出荷体系	ビニールハウス
		00	G	補助労力 1人		動力噴霧器
				雇用有り		背負式動噴、管理機
				(年)11.日う		トラクター、トラック
> ね ゼ	> わ ギ	00		甘本公公士 1 1	田左川本化玄	ビニールハウス
こねぎ	こねぎ	90	a	基幹労力 1人		*
				補助労力 1人		トラクター、播種機
				雇用有り	皮むき機導入	動力噴霧器、管理機
						皮むき機
						運搬車、トラック
						肥料散布機
トマト	トマト	30	a	基幹労力 1人		ビニールハウス
	(夏秋)			補助労力 1人	選果機、セル苗利用	クローラースプレーヤ
				雇用有り	無人防除機導入	潅水ポンプ
						マルチャー
						トラクター、トラック
						堆肥散布機
ハウスみかん	ハウスみかん	20	а	基幹労力 1人	三層カーテン方式	ビニールハウス
	(中期型)			補助労力 1人	早期加温型	暖房機
	ハウス不知火	15	a	雇用有り	~後期加温型技術導入	動力噴霧器
	(施設中晩柑)				高糖系温州みかんの導入	運搬車、トラック
	露地みかん	15	а		高畦マルチ栽培技術の導入	スピードスプレーヤー
	(極早生)				S S (スピードスプレーヤー) 防除	
ハウスみかん	ハウスみかん	20	а	基幹労力 1人	三層カーテン方式	ビニールハウス
+				補助労力 1人	早期加温型	暖房機
スナップエンドウ	スナップエンドウ	15	a	雇用有り	~後期加温型技術導入	動力噴霧器
					追いかけ栽培	運搬車、トラック
カボス	ハウスカボス	20	a		S S (スピードスプレーヤー)防除	ビニールハウス
	(加温ハウス)			補助労力 1人	共同選果場貯蔵庫	貯水槽
	露地カボス	50	a	雇用有り		暖房機
	(露地)					動力噴霧器
	露地カボス	100	a			運搬車、トラック
	(短期貯蔵)					スピードスプレーヤー
キク	施設ギク	40	а	基幹労力 1人	年3作栽培	鉄骨ハウス
				補助労力 1人	自動灌水装置、自動防除機、	冷蔵庫
				雇用有り	自動選花機導入	自動防除灌水施設
						電照シェード施設
						暖房機
						自動選花機
						土壌消毒機
						トラクター、トラック
トルコギキョウ	トルコギキョウ	20	а	基幹労力 1 人	年2度切り方式	強化型ハウス
	(冬春出荷型)			補助労力 1人		出荷調整施設
				雇用有り		灌水施肥施設
				/座/14:日 ツ		暖房機
						電照施設、動力噴霧機
				<u> </u>		トラクター、トラック

営農類型	経営規模			労働力	生産方式	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			30,000		資本装備
スイートピー	スイートピー	20	а	基幹労力 1人	施設	ビニールハウス
+		20	ч	補助労力 1人	NE DA	加温機
' ホオズキ	ホオズキ	20	9	雇用有り	施設(新盆)・雨よけ(旧盆)	トラクター、トラック
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	N. N	20	а	(年/11/日ツ		動力噴霧器、管理機
ナナブナ	ナナブナ	30		甘松兴七 1 1	施設(新盆)・雨よけ(旧盆)	
ホオズキ	ホオズキ	30	а		施設(新盌)・附より(旧盌)	ビニールハウス
+	3. 38 3.18 5	1.0		補助労力 1人		トラクター、トラック
ヤマジノギク	ヤマジノギク	10	a	雇用有り	露地	動力噴霧器
						管理機
なす	なす	25	a	基幹労力 1人	整枝・誘引栽培	ビニールハウス
L				抽出兴力 1 1		11位 三 40%
+	- 1 0 10 da	0.0		補助労力1人	2白、2.2.34 北京	暖房機
ステップエンドリ	スナップエンドウ	20	a	雇用有り	追いかけ栽培	防除機
						トラクター、トラック
						防虫ネット
肉用牛	肥育牛	240	頭		去勢 240 頭規模	群飼方式肥育牛舎
				補助労力 1人	一部自給飼料	直下型換気扇
	(黒毛和種)					トラクター、トラック
						タイヤショベル
						堆肥舎
肉用牛	繁殖牛	40	頭	基幹労力 1人	舎飼型	フリーバーン牛舎
(専業)	(舎飼)			補助労力 1人		連動スタンチョン
飼料購入						直下型換気扇
(コントラクタ					小型機械化体系	トラクター、トラック
一利用)						タイヤショベル
						堆肥舎
肉用牛	繁殖牛	35	頭	基幹労力 1人	放牧活用型	簡易牛舎
	(放牧)			補助労力 1人	(共同利用牧場等)	連動スタンチョン
						堆肥舎
肉用牛	肥育牛	30	頭	基幹労力 1人	舎飼型	牛舎
(一貫)	(肥育牛)		-><	補助労力 1人		堆肥舎
()				111111111111111111111111111111111111111		敷料、機械倉庫
	繁殖牛	40	丽			タイヤショベル
	(黒毛和種)	40	央			トラクター、トラック
酪農	(無七州性) 酪農	奴产件		甘松兴力 1 1	フリーストール方式	フリーストール牛舎
節辰	1 節辰	経産牛	급공		ノッーヘトールカ式	
		50	珙	補助労力 1人		+ミルキングパーラー
						フリーバーン牛舎
						+ミルキングパーラー
						タイストール牛舎
V. 7.	26.7					堆肥舎
養豚	養豚	母豚		基幹労力 1人	一貫経営	繁殖豚舎
		100	頭	補助労力 1人		肥育豚舎
				雇用有り		自動給餌装置
						堆肥舎
採卵養鶏	採卵鶏	50,000	羽	基幹労力 1人	オールイン・オールアウト方式	ウインドレス鶏舎
				補助労力 3人		自動給餌装置
				雇用有り		堆肥舎
	l			/ par/ 14 14 /		

[組織経営体]

営農類型	経営規模			労働力	生産方式	
						資本装備
水稲	水稲	3,000	а	基幹従事者5人	大型機械化体系	トラクター、トラック
十				補助従事者1人	大区画化	田植機
飼料用米	飼料用米	1,000	а		団地化・ブロックローテーション	コンバイン
+						乗用防除機
大豆	大豆	1,000	a			
+						
麦	麦	5,000	а			
(平坦地)	(経営面積	5,000	a)			
水稲	水稲	1,200	а	基幹従事者 2人	中型機械化体系	トラクター、トラック
+				補助従事者 1人		田植機
飼料用米	飼料用米	800	а			コンバイン
+						乗用防除機
麦	麦	2,000	a			
(中山間)	(経営面積	2,000	a)			

○経営管理の方法

- ・複式簿記の実施による経営と家計の分離を図る。
- ・賃借対照表、損益計画書により、経営状況を把握する。
- ・生産計画、利益計画、資金繰り計画等の経営計画を月別、年別に作成する。
- ・月別経営計画と実績を比較し、経営計画の見直しを図る。
- ・資金の有効利用により、目標とする経営に向け改善を図る。
- ・経営規模の拡大に伴い、必要となる雇用労力の確保を図るとともに、家族経営協定の 締結や就労条件等の整備により、役割の分担や給料制等を導入する。
- ・農業経営収入保険等のセーフティネット活用により、経営の安定化を図る。

○農業従事の熊様

- ・ロボットや IoT を活用するスマート農業の導入等により省力化・軽労化を総合的に 推進し、作業方式の改善を図る。
- ・労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ・家族労働力で不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- ・家族経営協定の締結等により定期的な休日・余暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- ・従事者の健康や安全を確保するため、作業に適した装備(防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防振手袋等)とともに、機械作業などの安全点検を励行する。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経 営の基本的指標

第1の4に示した農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、以下に示す以外の営農類型については、第2に示す基本的指標のおおむね6割を目標とする。

[新規就農者]

営類類型	経営規模		労働力	生産方式	
			, , , , , ,		資本装備
いちご	いちご (促成)	15 а	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	高設栽培 棚式小型ポット育苗方式 電照・加温機導入	ビニールハウス 高設栽培施設 育苗施設 加温機、電照施設 予冷庫 防除機 トラック
こねぎ	こねぎ	55 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	周年出荷体系 高畦栽培 皮むき機導入	ビニールハウス トラクター、播種機 動力噴霧器、管理機 皮むき機 運搬車、トラック 肥料散布機
ハウスみかん	ハウスみかん (中期型) ハウス不知火 (施設中晩柑) 露地みかん (極早生)	12 a 10 a 60 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	三層カーテン方式 早期加温型〜後期加温型 技術導入 高糖系温州みかんの導入 高畦マルチ栽培技術の導入 SS(スピードスプレーヤー)防除	ビニールハウス 暖房機 動力噴霧器 運搬車、トラック スピードスプレーヤー
ホオズキ	ホオズキ	15 a	基幹労力 1人	施設(新盆)・雨よけ(旧盆)	ビニールハウス トラクター
+ ヤマジノギク	ヤマシ゛ノキ゛ク	10 a	補助労力 1人 雇用有り	露地	管理機 動力噴霧器 トラック
ホオズキ +	ホオズキ	20 a	基幹労力 1人 補助労力 1人	施設(新盆・旧盆)	ビニールハウス トラクター
ハボタン	ハボタン	20 a	111109777773 173	施設	管理機 動力噴霧器 トラック
ホオズキ	ホオズキ	10 a	基幹労力 1人 補助労力 1人	施設(新盆・旧盆)	ビニールハウス トラクター
ラナンキュラス	ラナンキュラス	10 a		施設、加温機導入	管理機 養液土耕システム 加温機 動力噴霧器 トラック
肉用牛 (独立就農型) 飼料購入	繁殖牛 (舎飼)	20 頭	基幹労力1人	舎飼型	フリーバーン牛舎 連動スタンション 直下型換気扇 堆肥舎 軽トラック 小型タイヤショベル ロールグラブ

○経営管理の方法

- ・複式簿記の実施による経営と家計の分離を図る。
- ・賃借対照表、損益計画書により、経営状況を把握する。
- ・生産計画、利益計画、資金繰り計画等の経営計画を月別、年別に作成する。
- ・月別経営計画と実績を比較し、経営計画の見直しを図る。
- ・資金の有効利用により、目標とする経営に向け改善を図る。
- ・経営規模の拡大に伴い、必要となる雇用労力の確保を図るとともに、家族経営協定 の締結や就労条件等の整備により、役割の分担や給料制等を導入する。

○農業従事の態様

- ・ロボットや IoT を活用するスマート農業の導入等により省力化・軽労化を総合的に 推進し、作業方式の改善を図る。
- ・労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ・家族労働力で不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働 を防止する。
- ・家族経営協定の締結等により定期的な休日・余暇を確保する。畜産経営については、 ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- ・従事者の健康や安全を確保するため、作業に適した装備(防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防振手袋等)とともに、機械作業などの安全点検を励行する。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び 育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である水稲、ハウスみかん等の柑橘類、いちごやスナップエンドウなどの施設野菜などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、おおいた農業経営・就農支援センター、振興局、農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、 先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、 認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営 発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、振興局や農協など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、杵築市ファーマーズスクールによる農業技術・農業経営に

要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、振興局、農業委員会、農協等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・ 推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業 用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により 実施する。

- (1) 市、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 市、農協、振興局は、杵築市ファーマーズスクールによる農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修を実施する。
- (3) 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農協等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、 就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・ 整理し、県及びおおいた農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及びおおいた農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようおおいた農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用 に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアで示すと、次

に掲げるとおりである。

目標の達成に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地を面的に集積するように努める。また、十分に農用地の利用集積が進んだ地区においては、地域計画の協議や基盤整備事業の活用を契機として、利用権の再配分等による農用地の集約化を図る。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域における 農用地の利用に占めるシェアの目標

90%

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。
 - 2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

杵築市の平坦部では、水稲・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し認定 農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごと の経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更な る規模拡大が停滞している。

また、杵築市の山間部では、平坦部同様に水稲・麦を主体としながらみかん等の果樹類・茶・畜産等の農業が展開されている。農地の利用集積は、集落営農組織が設立されている地域では集積が進みつつあるが、平坦部に比べて集積化の進展は鈍い。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

杵築市では、今後 10 年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、地域計画を基に、農地中間管理事業等を活用した農地の利用調整機能を強化し、担い手への経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

平坦部においては米・麦・大豆を主たる作物として担い手農家等への農地の集積 化を促す。山間部については、集落営農組織等への組織化の推進を図るとともに中 山間地域等直接支払制度を活用した農用地の保全活動を推進していく。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

杵築市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、市、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係機関等が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小、家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等の取り組みにより、農用地の保全の取り組みを進めて行く。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

杵築市は、大分県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6 「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の1「農業経営基盤強 化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地 域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行など の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り 組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農業経営改善計画認定制度の普及と認定農業者への支援
- ② 地域計画推進事業
- ③ 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進
- ④ 農用地利用改善事業の促進
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施の促進
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 平坦部においては、県営ほ場整備事業等の実施による、ほ場区画の大型化による 高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画推進事業を重点的に実施する。 一体的な利用権の設定等を推進し、土地改良区や農用地利用改善団体等の主体的な 取組によって担い手が連担的条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用 改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足により多発している 耕作放棄地の解消に努める。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 農業経営改善計画認定制度の普及と認定農業者への支援

地域のリーダーとしてのプロの農業経営者の育成を目的として、将来に夢と希望をいだいて農業経営に意欲的に取り組む農家を、可能な限り農業経営改善計画の認定を受けるよう指導するとともに、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・指導を実施する。

さらに、認定農業者の農業経営改善計画の達成に向けて、経営規模の拡大、省力化機械・施設の導入、生産方式や経営管理の合理化などに関する研修の実施など、重点的かつ集中的な支援を行う。

2 地域計画推進事業

杵築市は地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

- (1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画 の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項
 - ① 市は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに協議の場を設けることとし、具体的には、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域ごとに協議の場を設けるものとする。
 - ② 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
 - ③ 参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農協、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、振興局、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
 - ④ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を、 農林水産課に設置する。
 - ⑤ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでの人・農地プランの範囲や地域の歴史的まとまりの経緯を参考に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
 - ⑥ 杵築市は、地域計画の策定に当たって、振興局、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施するものとする。
- (2) 地域計画の作成
 - ① 協議の結果を踏まえ、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第5-2号により地域計画を定めるものする。地域計画は、基本構想の期間につき定めるものとする。
 - ② 地域計画では下記の事項を定めるものとする。
 - ア 地域計画の区域
 - イ アの区域における農業の将来の在り方
 - ウ イの在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
 - エ 農業者その他の①の区域の関係者がウの目標を達成するためにとるべき農 用地の利用関係の改善その他必要な措置
 - ③ 目標地図の作成
 - ア 市は、(2)の②のウの目標として、(2)の②のアの区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとする。
 - イ 市は、農業委員会に対し、地域計画のうち目標地図の素案を作成し、提出するよう求めるものとする。
 - ウ 農業委員会は、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、 又は利用する者の農業上の利用の意向その他の農用地の効率的かつ総合的な 利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成するものとする。この際、 農業委員会は、市と連携しながら、農用地の所有者や受け手等と調整を進める ものとする。
 - エ 目標地図の素案の提出を受けた市は、素案に基づいて目標地図を含む地域計

画を作成するものとする。

④ 地域計画の要件

地域計画は、下記の要件に該当するものでなけれなならない。

- ア 基本構想に即するとともに、法第5条第4項に規定する計画(農業振興地域 整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画)との調和が 保たれたものであること。
- イ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農合的な利用を図るため必要なものとして農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。)で定める基準に適合すること。具体的には、以下の事項を適切に定めているものであること。
 - (ア) 法第19条第2項第1号の区域において生産する主な農畜産物
 - (イ) 当該区域における農用地等の利用の方針
 - (ウ) 当該区域における効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 - (エ) 当該区域における農用地の集団化に関する目標
 - (オ) (ウ)及び(エ)の目標を達成するためにとるべき措置
- (3) 地域計画の変更

市は、地域計画の作成後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくりに取り組むため農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとする。

(4) 地域計画の作成・変更時の意見聴取

市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴くものとする。

- (5) 地域計画の公告
 - ① 市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)は、その旨を市の公報への掲載やインターネットの利用等を通じて公告し、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供することとする。
 - ② 市は、地域計画を定め、又は変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に地域計画の写しを送付することとする。
- (6) 地域計画に係る個人情報の取扱い

市は、法第19条の規定により地域計画に農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、同条第6項の関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができる。ただし、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

また、市の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮するものとする。

(7) 農業委員会による利用権の設定等の促進等

農業委員会は、地域計画の区域内において、地域計画の達成に資するよう、その区域内の農用地等について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利 又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下「所有者等」という。) に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする。

また、地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、当該農用地等について農地

中間管理機構に対する利用権の設定等を行うように努めるものとする。

- (8) 地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議
 - ① 農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者から当該農用地について所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地について農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画に即した利用権の設定等を行うことが困難な場合であって、当該農用地について、周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市長に対し、買入協議を行う旨を通知するよう要請することができる。
 - ② 市長は、①の要請を受けた場合、地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、農地中間管理機構が買入協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。
 - ③ ②の通知は、①の申出があった日から起算して3週間以内に行うものとする。
 - ④ ②の通知を受けた所有者は、正当な理由がなければ、買入協議を拒んではならない。
 - ⑤ ②の通知を受けた所有者は、当該通知があった日から起算して3週間を経過するまでの間は、買入協議を行うこととされた農用地を農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。
- (9) 利用権の設定等に関する協議の勧告

市は、地域計画において地域全体で有機農業や基盤整備事業などに取り組むことが定められた場合において、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

- (10) 地域計画の特例
 - ① 農業委員会等による提案

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域(以下「対象区域」という。)の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等が必要であると認めるときは、農地中間管理機構及び対象区域内の農用地等の所有者等の3分の2以上の同意をあらかじめ得た上で、当該対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨等を市に提案できるものとする

市は、提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、理由を明らかにした上で、遅滞なく、当該提案をした者に通知するものとする。

② 特例に係る区域における利用権の設定等の制限

①の事項が定められた地域計画の区域内の農用地等の利用権の設定等(農作業の委託を除く。)は、農地中間管理機構以外の者に対して行ってはならない。ただし、被災した農作物の育苗施設の代替施設を一時的に設置するために相対で地域計画の区域内の農用地等の利用権の設定等を行う場合など、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合はこの限りではない。

また、農地中間管理機構は①の事項が定められた地域計画の区域内の所有者等から当該農用地等について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合、正当な対価による利用権の設定等を受けるものとし、また、当該所有者等は農地中間管理機構に対して利用権の設定等を行う農用地等について、農地中間管理機構経由で一定の期間において再度利用権の設定を受けることができる。

- (11) 農業振興地域の整備に関する法律の特例及び農地法に基づく手続き
 - ① 農用地区域として定めるべき旨の要請

地域計画の区域内の農用地は、農業上の利用が行われる農用地であり、今後もその利用が確保されることが期待されることから、地域計画の区域内の一団の農用地の所有者は、市に対し、当該農用地につき権利を有する者の全員の同意を得た上で、当該農用地の区域を農振法における農用地区域として定めるべきことを要請することができる。

当該要請に基づいて市が農業振興地域整備計画の変更を行う場合には、これらの権利者による農振法の農用地利用計画の案への異議の申出等の手続を省略できる。

② 農用地区域からの除外制限等

(10)の地域計画の特例が定められた地域は、農用地等の所有者等の提案を基に 定められ、地域計画の達成に向けて農業上の利用が確保され続ける必要性が高い ことから、農用地区域からの除外要件を満たしている場合に加え、当該計画の有 効期間が満了している場合に限り、農用地区域から除外を行うことができる。

3 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進

- (1) 杵築市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施促進を図る。
- (2) 杵築市、農業委員会、農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

杵築市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、 土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営 活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められ る区域(1~数集落)とするものとする。

ただし、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、遊休農地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など、集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

- (4) 農用地利用規程の内容
 - ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する 事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
 - ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款 又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基 本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を杵築市に提出して、農用地利用規程に ついて杵築市の認定を受けることができる。
 - ② 杵築市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
 - ③ 杵築市は、②の認定をしたときは、基本要綱参考様式第6-4号によりその旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公報への掲載やインターネットの利用等により公告するとともに、基本要綱参考様式第6-5号により認定した旨を当該団体に通知する。
 - ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 杵築市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の① の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。「相当部分」とは、特定農業法人にあっては、その区域内の農用地面積(当該地区内に認定農業者がいる場合は、当該認定農業者が集積する面積を除く。)の過半を、特定農業団体にあっては、3分の2をいう。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい 旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用 権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について 農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、 法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
 - ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
 - ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
 - ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
 - (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
 - ① 杵築市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、 援助に努める。
 - ② 杵築市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、振興局、農業委員会、農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - (1) 農作業の受委託の促進

杵築市は、地域計画の実現に当たり、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進 イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- キ 地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託 又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに 努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の 整備等により、農作業受委託の推進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 杵築市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化 の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
 - ア 杵築市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の効率的な利用を図るとと もに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者 が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
 - イ 杵築市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営 の育成に資するよう努める。
 - ウ 杵築市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水 稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に数集落の農用地 利用改善組合が行っているような面的な広がりで実施する集団的土地利用を範 としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地 利用の集積、面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に 資するように努める。
 - エ 杵築市は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
 - オ 杵築市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業 経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- (2) 推進体制等
 - ① 事業推進体制等

市は、農業委員会、振興局、農協、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体等と連携し、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や、第2、第3の指標で示される耕地率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するための実現方法等について、各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農協、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、杵築市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月24日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年5月11日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成29年8月31日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 5年9月27日から施行する。
- 6 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例による。